

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について【要旨】

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法の一部が改正されたため、同法を引用している本市条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

子ども・子育て支援法の一部改正により、同法第43条第2項が削除され、同条第3項が第2項へ繰り上がるため、条例中の引用規定を改正するもの。

3 施行日

公布の日から施行する

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）

新旧対照表

新	旧
<p>(意義) 第2条 (略) (1)～(22) (略) (23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29) (略)</p>	<p>(意義) 第2条 (略) (1)～(22) (略) (23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29) (略)</p>